

あおり運転厳罰化

免許取消

危険な
運転行為

令和2年6月30日施行

○ 「あおり運転」の定義

- ・ 不必要なブレーキ
- ・ 前方の車両への著しい接近
- ・ 急な進路変更
- ・ 左側からの追い越し
- ・ 執拗なクラクションやパッシング
- ・ 幅寄せや蛇行運転
- ・ 高速道路での最低速度違反や駐停車違反など10類型

上記のような行為を、他車の通行を妨害する目的で行い、交通の危険を生じさせる恐れのある場合

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

高速道路などで他車を停止させるなど「著しい交通の危険」を生じさせた場合

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

